

6-(4) 硫黄酸化物の排出基準 (K値規制)

(平成25年3月末現在)

硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

(注) 別記1 薩摩川内市のうち、旧川内市の区域  
別記2 鹿児島市のうち旧吉田町、旧桜島町、旧喜入町、旧郡山町及び旧松元町の区域を除く区域

K値	地域
11.5	別記1
14.5	別記2
17.5	その他

6-(5) ばいじんの排出基準 (一部のみ抜粋)

(単位: g/Nm³)

令別表第1の番号	施設の種類	規模	排出基準値	附則
1	ボイラー(ガスを専焼させるもの)	排出ガス量4万Nm³/h以上	0.05	
		排出ガス量4万Nm³/h未満	0.10	
	ボイラー(重油その他の液体燃料を専焼並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの)	排出ガス量20万Nm³/h以上	0.05	既設は当分の間0.07
		排出ガス量4万~20万Nm³/h未満	0.15	既設は当分の間0.18
		排出ガス量1万~4万Nm³/h未満	0.25	
		排出ガス量1万Nm³/h未満	0.30	
ボイラー(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼並びに混焼させるもの)	排出ガス量20万Nm³/h以上	0.15	既設は当分の間0.20	
	排出ガス量4万~20万Nm³/h未満	0.25	既設は当分の間0.35	
	排出ガス量4万Nm³/h未満	0.30		
ボイラー(前各項に掲げるもの、石炭を燃焼させるもの及び触媒再生塔に附属するもの以外のもの)	排出ガス量4万Nm³/h以上	0.30		
	排出ガス量4万Nm³/h未満	0.30	既設は当分の間0.40	
2	ガス発生炉		0.05	
5	溶解炉	排出ガス量4万Nm³/h以上	0.10	
		排出ガス量4万Nm³/h未満	0.20	既設のアルミニウムの地金・合金の製造又は再生用の反射炉は当分の間0.30
9	焼成炉(石灰焼成炉に限り土中釜)		0.40	
			0.30	
	焼成炉(土中釜以外の石灰焼成炉)		0.10	
		排出ガス量4万Nm³/h以上	0.10	
		排出ガス量4万Nm³/h未満	0.20	
		排出ガス量4万Nm³/h以上	0.15	
排出ガス量4万Nm³/h未満	0.25			
乾燥炉(骨材乾燥炉)		0.50	2万Nm³/h未満の既設は当分の間0.60	
	乾燥炉(前項以外のもの)	排出ガス量4万Nm³/h以上	0.15	既設は当分の間1万~4万Nm³/h0.3 1万Nm³/h未満0.35
排出ガス量4万Nm³/h未満		0.20		
12	電気炉(珪素含有率40%以上の合金鉄製造用)		0.20	
			0.15	
			0.10	
13	廃棄物焼却炉	焼却能力が4000kg/h以上	0.04	既設は当分の間0.08
		焼却能力が2000~4000kg/h未満	0.08	既設は当分の間0.15
		焼却能力が2000kg/h未満	0.15	既設は当分の間0.25
29	ガスタービン		0.05	63.1.31以前に設置された施設及び非常用施設には当分の間適用を猶予する
30	ディーゼル機関		0.10	
31	ガス機関		0.05	非常用施設には当分の間適用を猶予する

(注) 1 既設とは、昭和57年6月1日において現に設置されている施設をいう。ただし、廃棄物焼却炉については、平成10年7月1日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)をいう。

2 廃棄物焼却炉において、既設については平成12年4月1日から施行する。

3 小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。